

第128回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和6年9月17日(火)

開催場所：大阪府咲洲庁舎50階迎賓会議室

案 件	審議結果等
(仮称)コープ富田林中野町店(富田林市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)オーケー高井田店(東大阪市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 出入口における右折入出庫について、来退店車両の交錯が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。 夜間に発生する騒音について、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
藤井寺駅前商業施設(藤井寺市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。